

平成26年（2014年）12月紀北町議会定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成26年12月9日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成26年12月22日（月）

応 招 議 員

1 番	大西瑞香	2 番	原 隆伸
3 番	奥村 仁	4 番	樋口泰生
5 番	太田哲生	6 番	瀧本 攻
7 番	近澤チヅル	8 番	入江康仁
9 番	家崎仁行	10番	玉津 充
11番	奥村武生	13番	東 清剛
14番	平野隆久	15番	中津畑正量
16番	平野倅規		

（遅刻議員）

8 番 入江康仁

不 応 招 議 員

12番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	尾上 壽一	副 町 長	下田 二一
会計管理者	脇 博彦	総務課長	堀 秀俊
財政課長	井谷 哲	危機管理課長	上野和彦
企画課長	中場 幹	税務課長	中村吉伸
住民課長	脇 俊明	福祉保健課長	大谷 眞吾
環境管理課長	玉津 裕一	農林水産課長	武岡 芳樹
商工観光課長	濱田多実博	建設課長	植地 俊文
水道課長	久保建作	海山総合支所長	上村康二
教育委員長	森本 鑛平	教 育 長	安部正美
学校教育課長	玉津 武幸	生涯学習課長	宮原俊也
監 査 委 員	松 永 剛		

職務の為出席者

議会事務局長	谷 吉希	書 記	上野隆志
書 記	奥村能行	書 記	玉本真也

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

15番	中津畑正量	16番	平野倅規	1番	大西瑞香
-----	-------	-----	------	----	------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

### 東清剛議長

皆さま、おはようございます。

定刻に達しましたので、開会いたします。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

なお、12番 東篤布君から所用のため欠席との連絡を受けております。

また、8番 入江康仁君から所用のため遅刻との連絡を受けております。

---

### 東清剛議長

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の日程については、お手元に配付しました議事日程表のとおりであります。

朗読は省略させていただきますので、ご了承ください。

---

## 日程第1

### 東清剛議長

それでは日程に従い議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

15番 中津畑 正量君

16番 平野 倅規君

のご兩名を指名いたします。

---

## 日程第2

## 東清剛議長

次に、日程第2 行政報告について、町長から申し出がありましたので、許可することにいたします。

尾上町長。

## 尾上壽一町長

皆さん、おはようございます。

早速ですが、本議会定例会にあたりまして、1件の行政報告をさせていただきます。

報告につきましては、損害賠償等請求控訴事件についてでございます。楠井法律事務所から第一審原告が、12月18日付けで最高裁判所に上告及び上告受理申立をした旨、確認したとの連絡がございましたので、報告をいたします。

なお、相手方の上告状及び上告受理申立書の写しにつきましては、後日、配付をさせていただきます。以上、ご報告いたしまして、本日、定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。以上です。

---

## 日程第3

## 東清剛議長

次に、日程第3 委員長報告を行います。

それでは、本定例会において常任委員会に付託され、審査を行った案件について、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務産業常任委員長 玉津充君。

## 玉津充総務産業常任委員長

おはようございます。

平成26年12月議会定例会において、総務産業常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

まず今期定例会で付託されました案件につき、12月10日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員7名出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、企画課、税務課、農林水産課、商工観光課、建設課、危機管理課の各課長及び職員であります。一部商工観光課の審査において、副町長の出席を求

めました。また、今定例会において付託されました案件は、議案第66号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第67号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第69号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例、議案第70号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）の議案5件の審査であります。

それでは、審査の経過と結果について報告いたします。

なお、審査において、提出していただいた資料のすべてをお手元に配付させていただきましたので、ご参照ください。

まず、議案第66号紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑で、本議案は人事院勧告によって行われた改正ですが、職員の人件費はここ10年減額が多かったですが、その辺は是正されたわけでありましたが、本会議の質疑にもあったように、臨時職員の方たちには、後にでもするという話だったと思いますが、その辺をもう一度説明願いますとの質疑がありまして、昨日の質問にもありましたが、嘱託職員等の賃金への反映ということにつきましては、人事院勧告を参考にしまして、来年度に向けて改定すべきは改定するように検討していく方針ですとの答弁でありました。

次に、人事院勧告で是正するというのは、算定基礎になる民間の企業が千何百社と言われましたが、その民間の企業はどんな会社ですかとの質疑に、民間の事業者数としては、1万2,400社が対象とされて、約50万人の調査がなされました。その全てが答えているわけではなく、88.1%の回収率だったと聞いています。どういう会社かということ、企業規模50人以上の職員を持つ事業所で、希望を募った形で協力してもらったと聞いておりますとの答弁でした。

次に、ラスパイレス指数について、今は100を超えていたのではないですかとの質疑に、平成24年度、平成25年度は、国が災害復興の関係で給与の減額をしたので、平成24年度で104.8%、25年度で104.2%ですが、それがなければ平成24年度で96.8、25年度で96.2ということで、だいたい96%台が通常ですとの答弁でした。

次に、今回この条例改正によって想定される、平成26年4月1日から遡って給料が上がるとはと思いますが、それはどのように支給され、またその総額に関しての答弁をお願いしますとの質疑に、議決後、差額を年内に支給したいと考えています。どの程度上がるのかと

ということについては、人事院勧告につきましては、給料の分もありますし、勤勉手当の分もあります。給料が上がることによって、時間外の単価が少し上がります。もう1つは、通勤手当が上がる方もいます。それを合わせると一般会計で1,673万9,000円、特別会計・水道会計を含めて263万6,000円、合計で1,937万5,000円、年間でそれだけが増額することになります。12月までの差額分は年内に支給したいと考えていますとの答弁でした。

その他、正職員と嘱託職員の関係や給料月額表の号級に関する質疑が12件ありまして、それぞれに答弁がありました。

以上で、質疑を終了しまして、討論に入り、討論はなく、採決に入り、賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第67号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともにありませんでした。採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定いたしました。

次に、議案第69号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第70号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。質疑、討論ともになく、採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決すべきものとして、決定しました。

次に、議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、本常任委員会所管部分の審査を行いました。

はじめに、「議会事務局」所管分については、質疑がありませんでした。

次に、「総務課」所管分についても、質疑がありませんでした。

次に、「財政課」所管分については、課長から追加説明のあと質疑に入りました。42ページですが、長期債償還利子及び一時借入金利子909万円について、平成15年度に借りた時から金利が0.9%下がっていたと聞いていますが、元は何%でしたか。また、全体の金額はいくらでしたかとの質疑に、元金は当初予算12億3,563万1,192円あり、今回の補正で12億3,596万939円になりました。利息については、当初予算で1億3,294万2,652円が1億2,385万1,822円になりましたとの答弁でした。

歳入の10ページ、地方交付税ですが、41億6,600万円が最終決定になるのですか、それと今後の交付税の一本算定になってくる時期について、説明をお願いしますとの質疑に、

普通交付税については国の調整率をかけた決定額で、38億9,454万3,000円になりましたとの答弁でした。

次に、地方交付税については、41億ではないのですかとこの質疑に、地方交付税の中には普通交付税と特別交付税がありまして、当初で40億2,209万2,000円です。それに今回、普通交付税の増額分を追加して、41億6,663万5,000円となりますとの答弁でした。その中で交付税が2つに分かれているというが、今後の見通しはどうか、その数字が決定なのですかとの質疑に、普通交付税はこれで決定です。特別交付税については、まだ決定ではありませんので、今後、変更がありますとの答弁でした。

次に、平成28年から平成32年までで、どれぐらいの減額見込みですかとの質疑に、5億円ほど減額されるだろうと言われていますが、正式決定ではないので、あくまで見込みですとの答弁でした。

次に、予算書には節まで地方交付税としてあるだけで、わかりにくいので、普通交付税、特別交付税の区分も含めて、しっかり説明していただきたいのだがこの質疑に、今後は普通交付税、特別交付税の内容も説明させていただきますとの答弁でした。

次に、算定替えて5億円下がると言われているが、どうか。平成28年から1億円ずつスライドして5億円下がり止まるのか。それとも一気に減額されるのかこの質疑に、5年間で徐々に下がっていくイメージですとの答弁でした。

次に、平成28年度で1億円、29年度、30年度、31年度、32年度で、1億円ずつ下がって行って、5億円下がったところで止まって、平成33年度以降はそのままと考えてよろしいですかとの質疑に、計算方法としては合併算定替えて上乗せされた分を、平成28年度から段階的に縮減していき、平成33年度以降は、紀北町を1つの町として算定された交付税が交付されますとの答弁でした。

次に、合併時のメリットとして、算定替えや合併特例債があったと思うが、特例債についてはどうなりますかとこの質疑に、合併特例債については、過疎債と同じように、平成32年まで使えますが、それ以降は使えませんとの答弁でした。

これで質疑を終わり、次に、「企画課」所管分につきましては、質疑として、6ページの債務負担行為補正、紀北町10周年記念史発行事業について、平成26年度から平成27年度までの期間となっていますが、平成26年度当初予算と比較しての違いを説明してくださいとの質疑に、当初予算では編纂委員さんの報酬費等であり、今回は印刷製本とレイアウト等の指導を受ける委託料として、400万円の債務負担行為の追加をしておりますとの答弁

でした。

次に、編纂委員会で記念史編纂計画の進捗状況の説明をお願いしますとの質疑に、それと編纂委員の人数と名前を教えてくださいという質疑に、昨年度の平成26年3月14日に、第1回の編纂委員会を開催しており、当初は27年度中の完成を目指していましたが、協議の中で記念事業もあり、できれば合併10周年の日までにつくった方が良いのではないかと意見が出て、当初予定より6カ月ほど早く完成することを目指しています。当初の予算では平成27年度当初予算に計上する予定でしたが、間に合わないということで、債務負担行為として補正計上しました。

次に、現在の進捗状況ですが、ページ割、執筆作業の担当割を終了して、執筆作業を進めています。ページ数は約100ページで、うち24ページをカラーページとして、1万部の制作を予定しています。名簿につきましては、紀北町合併10周年史編集委員名簿が配付されましたので、資料を添付しております、ご参照ください。

次に、記念事業に関連して記念史発行を6カ月繰り上げるとのことですが、何か意図があるんですかとの質疑に、記念事業を担当している総務課から、記念事業までに記念史が完成していればとの話があり、編纂委員会で協議した結果、記念事業までの完成を目指すということで進んでいますとの答弁でした。

記念行事の予定はわかるのかとの質疑に、予定は聞いていませんとの答弁でした。

次に、16ページの高度情報化推進事業の内容説明をお願いしますとの質疑に、今後、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が始まってきます。そのために、各担当課がシステム整備等を進めています。企画課ではシステムのまとめ役となる中間サーバーの設置を担当しています。この中間サーバーは、町に設置するものではなく、東日本と西日本に1箇所ずつ設置するもので、その整備に要する費用の負担金として、地方公共団体情報システム機構に支出するという仕組みになっていますとの答弁でした。

次に、中間サーバーに関する費用について教えてくださいとの質疑に、企画課が担当している中間サーバーの整備費用の負担については、平成26年度に98万1,000円で、平成27年度に653万6,000円と聞いています。ただ、この費用については、すべて国庫補助金で賄われると聞いているとの答弁でした。

これで質疑を終わり、次に「税務課」の所管分の審査に入りました。

税務課所管分については、質疑はありませんでした。

次に、「農林水産課」所管分の審議に入り、農林水産課所管分については、30ページの



漁港管理費における光熱水費はどのような支出になるのかとの質疑に、漁港管理費における光熱水費については、15万8,000円の増となっており、主には漁協に設置している照明灯等の電気料金となっていますとの答弁でした。

次に、照明灯について、何基あり、またLED灯であるのか、水銀灯であるのか、説明をお願いしますとの質疑に、照明灯については、町内5漁港に設置されている照明灯の分になります。現在のところLED化はされていません。現在、使われているのは400Wの水銀灯が主になっていますとの答弁でした。

次に、LED化で電気の消費量を減らす予定、または要望は現在のところあるのですかとの質疑に、現在、漁港の照明灯については、県単の補助事業で整備しています。県単の事業については、2年に1回ほどで事業を行っているところですが、今後、大量に整備を行っていく予定は、現在のところありません。また、LED化に順次進めていくという計画も、現在のところありません。ただ、今後、町の外灯でLED化が進んでいくのであれば、漁港施設についても当然考えていく必要があると考えていますとの答弁でした。

次に、27ページの農地費の有害鳥獣対策事業の76万6,000円の減額の理由と、現在、大規模柵については、農家にとって充実してきています。この大規模柵の達成率などをお聞かせくださいとの質疑に、獣害対策の関係で、大規模柵は町内で約60kmの延長を設置しています。大規模柵については、要望数も年々減少してきています。今後、予算案で計上しています有害鳥獣対策補助金については、本会議で説明いたしましたが、事業費の2分の1上限が10万円を制度として実施しています。この制度としては、昨年度この委員会において指摘がありまして、要件として100㎡以上の農地という制限がありましたが、それを撤廃して、今年度から家庭菜園的などころも設置しやすいようにしました。

また、この制度は10月末までの申請となっておりまして、概算見込みということで、結果的に減額になり、大規模柵を設置したことにより、この事業の需要も減ってきておりますとの答弁でした。

次に、29ページの町有林造成費の中の695万7,000円の減額があるが、職員の給与や手当だと思うが、どういう中身なのかとの質疑に、町有林造成事業の人件費の減額についてですが、人事異動による補正ですとの答弁でした。

そのほかに、水銀灯やLED化など10件の質疑と答弁がありました。以上で、答弁を終了しました。

次に、「商工観光課」所管分についての審査を行いました。

商工観光課所管分については、課長から追加説明のあと、質疑に入りました。

質疑として、小櫛探鉱鑿泉の見積書の3番、TR3-22.5HP、440ボルト、38.5アンペア、60ヘルツモータとありますが、古里温泉に400Vの電源は引いているのかとの質疑に、古里温泉は高圧引込みをしてありますので、このモーターが作動する電源は確保していますとの答弁でした。委員から資料の提出の要請がありまして、平成26年度12月補正予算の内訳、水中ポンプシステム取替工事見積書、井内浚渫洗浄工事見積書が提出されました。お手元の資料に添付しておりますので、ご覧ください。

次に、平成8年から入場者数と利用者収入の推移に関しての課長の所見でも結構ですので、答弁をお願いします。また、平成8年から定期検査以外で、入場者数に大きく影響するような長期の休業はありましたかとの質疑に、入場者ですが、平成8年から平成24年までの入場者数が、それぞれ説明をされましたが、お手元の資料を参照をお願いします。

利用者数については、減少してきているというのが現状であるとの最終説明でありました。また平成8年から定期検査以外で、入場者数に大きく影響するような長期の休業はありましたかとの質疑に、休業については、昨年4月に10日程度休業しました。平成22年3月にポンプの引上げを行っています。平成24年3月にも、引上げを行いました。ポンプが原因で、これだけ長く休業したのは、今回が初めてです。

開業した当初につきましては、平成8年7月に、1号機のポンプが停止しています。平成8年8月にも、ポンプが停止しています。平成9年7月にもポンプが停止し、引上げを行っています。最初のころには、かなりの頻度でポンプの停止があったと聞いていますとの答弁でした。

次に、本会議で井戸内にスラッジ、スケールが堆積していると聞きましたが、この見積書を詳細に調べると、洗浄に要する薬品から考慮して、配管及びポンプが詰まっているので、それを洗浄することですが、温泉の泉質は炭酸水素温泉系のナトリウム温泉なので、沈殿物は炭酸水素ナトリウム、重炭酸ソーダ系のものになると思います。やわらかいスケールと考えられます。

温泉が19年経過しているもので、堆積したとも考えられますが、ポンプがフル稼働していれば、沈殿物ができないのではないかと思います。ポンプの揚水量を少なく絞ってあるのではないのか。見積書の見積条件の中に、19年間、一度も浚渫洗浄していないとあるのが、こういうことをしていないためのメンテナンスがあると思います。ここで出してくるということは、メンテナンスの不備だと思います。これまでレジオネラ菌を出したし、配管が

損傷した際も現場に見に行っただが、見せてくれなかった。見せてもらっていたら、油漏れも発見できていたと思いますがとの質疑に、資料を提出していただき、説明をしていただきました。お手元に、古里温泉ポンプ故障の状況、検査成績書、温泉分析書、温泉分析書別表、温泉行政検査の分析結果について、温泉成分値の変化、きいながしま古里温泉利用実績の状況、ふるさと温泉収支決算額集計表、紀伊長島古里温泉収支決算比較表、水中ポンプの写真、給油ボイラー交換見積書、水中ポンプシステム取替工事見積書を提出していただき、資料に基づき答弁がありました。資料を参照お願いします。

次に、本会議でも話がありましたが、この同一業者しかないのかということですが、検討はされたのかどうか、お聞きしたい。アメリカ製ということですが、日本製は考えないのかとの話があったと思います。所見をお聞きしますとの質疑に、このポンプシステムはアメリカのESP社製のものですが、これを取り扱っているのは、この会社だけですので、小櫛探鉱鑿泉さんに見積りの依頼と工事を行うということで考えていますとの答弁でした。

次に、本会議でも井戸をもう一本掘削して、5,000万円あればできるという話もありました。平成8年からポンプ故障が度重なっておりまして、近年は平成25年、26年と頻繁に故障が起っています。今回の2,400万円で今後、大丈夫であればいいのだが、これが積み重なっていく可能性があるので、本議会でもそういう話が出てくるのではないかと思います。修繕が終わったあと行う井戸の洗浄については、よくなる保証はありませんとの文章で書かれています。機械は故障することを前提としています。保守を5年間つけると業者からも責任を持ってやってもらわないと、これが終わればまたプラスアルファで予算化してくれという状況も考えられますので、もう一本井戸を掘ったほうがよいのではという意見も聞かざるを得ない状況じゃないかと思います。

良くなる保証はないが、今回の予算は、必要との当局の考えをお聞きしますとの質疑に、例えばこの近くでもう一本井戸を掘っても、井戸の状況としては同じ成分の泉質の湯である可能性が高いです。写真を見ればわかると思いますが、スケールが付着して溜まった状態で、非常に汚れていますが、同じような状況が起り得ると思います。保証の問題ですが、ポンプ自体の不具合ということであれば、保証の対象になると考えますが、今回のようにスケールがポンプを動かさない状態にしてしまうということで、それについての保証は該当しないのではないかと考えていますとの答弁でした。

次に、このメーカー、この業者でないといけないという根拠がわからない。掘削すると、今まで1億円かかっていたものが、今、5,000万円でできるようになったとの話が、本議

会でありました。ポンプだけを替えた場合、その関連機器を替えた場合、違うメーカーでできるかどうか、検討はされましたかの質疑に、古里温泉の井戸は1,500mという深いところまで掘っていますが、平成7年当初、議会のほうで議論があったと聞いています。その議論の中で、このポンプは深いところから効率よく湯を汲み上げることができるということで、採用になったと聞いています。そういう経過があります。もっと安く済む方法はないのか、国産のものではどうかとの勉強をさせていただきたいと思いますとの答弁でした。

次に、見積書の金額が高いとか、安いとかという判断ができる技師が、当町にいるのか。予算は必要なものは必要なんで、きちんと納得のいく説明が必要だと思えます。確認しますが、現在の予算で工事は進めているのですかとの質疑に、この工事については既存予算において、流用させていただいた上で執行させていただいております。その際に、正式な見積りはもらっております。先ほど配付しました。金額としては、1,134万円です。井内の洗浄に関しては、これからということで、正式な見積りについては、まだ徴収していないのが現状ですとの答弁でした。

次に、このようなことは前もって、本議会の際に言わないと、本会議の委員長報告のときに非難されることになり、執行部の責任が問われることになると思いますがとの質疑に、副町長から今回、補正予算を計上した修繕の部分と、井戸の洗浄の部分合計したものを要求させていただいております。そのうち修繕については、古里温泉の営業ができなくなりますので、先に予算の流用をさせていただいて、修繕させていただきました。清掃のほうは予算を認めていただきましたら、今後、見積りをとって工事を進めたいと思っています。その2つの部分に分かれていますので、ご理解をいただきたいとの答弁がありました。

次に、今までの故障の経過を見ますと、ここに書いてある以外のトラブルも、内に秘められているような気がします。それまでの詳細な経緯をあげていただきたい。今後スムーズに運転できていくとは思えませんので、どうしたらいいのか。収益の点でどうなるのか。津波などの災害のことも考えて、もっとほかに井戸を掘るいいところはないのかなど、総合的にいろいろ検討する必要があると思えますがとの質疑に、故障は多々起こっているということで、利用者の方に対して、ご迷惑をかけているというのが現状でありまして、町としてはご迷惑をおかけしないような最善の方法を、これからいろいろ考えていかなければならないと思っています。いろいろ勉強させていただきながら、改善をしながら古里温泉の運営に携わっていきたいと思いますので、よろしく願いいたしますとの答弁でした。

そのほかにも質疑がたくさんありまして、水質やポンプなどの技術的な質疑が14件、運営や経営面での質疑が3件あり、それぞれの答弁がありました。以上で、質疑を終了いたしました。

次に、「建設課」所管分の審査に入りました。建設課所管分については、質疑として33ページの道路橋梁費維持費の光熱水費130万5,000円の内訳を説明願いますとの質疑に、光熱水費の増額に関しては、道路照明灯電気料金の値上げ分で、主な要因としては、火力燃料費の増加による電気料金値上げが大きく影響しているものですとの答弁でした。

次に、当初予算で計算していたよりも、130万5,000円上がったと認識していますが、当初予算時の金額と現在の上がった金額、料金がどのように上がったのか説明願いますとの質疑に、まず全体の上がり幅は、当初843万円に補正額130万5,000円を加え、973万5,000円になります。道路照明灯の電気料金については100Wから400Wまでありますが、100Wや400Wのそれぞれの詳細なものはありません。

全体的に昨年度の比較になりますが、9月時点で前年度は68万3,881円のところ、今年度は83万3,389円と、実績として14万9,508円上がっています。

値上げに関しては、平成26年5月1日をもって値上げされたので、個々の詳細については把握できていない状況ですとの答弁でした。

次に、農林水産課でも聞きましたが、水銀灯を道路の交差点あたりに付けるケースが多いと思うが、LEDに替えていくことが可能なのか、LEDだと高いところから照らすことができないので、水銀灯でなければならないというような理由を説明してくださいとの質疑に、ナトリウム灯や水銀灯がなければならないという理由はないと思います。LEDについては、設置するかは別として、現在、多種多彩なLEDの機種があるのですが、今ある照明灯を変更していく考えはありませんが、ナトリウム灯、水銀灯でなければならないという位置づけはないと考えていますとの答弁でした。

以上で質疑を終わりました。

次に、「危機管理課」所管分の審査を行いました。

危機管理課所管分については、質疑として、35ページ、災害対策事業の作成等委託料の内容を教えてくださいとの質疑に、作成等委託料については、災害対策事業で計上しており、避難所指示シール作製業務委託料として、県補助金の地域減災力強化推進補助金を活用し、指定避難所としている町内84箇所の施設が、どの災害に対応した避難所であるか表示し、地域の方だけでなく、地域外の来訪者などにもわかるようにするために、表示シー

ルを作製するものですとの答弁でした。

どのようなものを避難所のどこに表示するのですかとの質疑に、町内の指定避難場所が84箇所ありますので、考えているのはA2サイズのシールを施設に貼り付ける予定ですのでの答弁でした。

次に、A2サイズでデザインも決まっていないのに、どのように金額を積算したのかとの質疑に、参考見積を業者からとっています。避難所が84箇所あり、災害種別では、地震・高潮・大雨・土砂災害の4つに区分し、避難できる災害はマル、できない災害はバツなどで、見積りをとっています。デザインは今後検討していきますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了いたしました。

これで当委員会所管分の質疑を終了いたしましたので、討論に入り、反対討論として、2人の委員から反対討論がありました。

反対討論の1つです。大変、心苦しいわけですが、古里温泉の修繕費などについて、シビアな意見を述べてきました。他方、紀北町合併10周年編纂委員会で決めたと思われるが、400万円は納得できない。200万円ですと十分かと思えます。

こういう考えのものが行政の肥大化につながっていると、私は思います。多くの方が国民健康保険料や介護保険料等で苦しんでいるときに、このような無駄なことは切り捨てて、住民本意の予算化をすべきであると思います。したがって、このような施策については、賛成できないし、合併10周年記念といっても、海山区の住民が今回の地域自治区の廃止も伴って激怒している。署名運動まで起こっている。このことを鑑みれば、この予算については賛成できないということで、反対せざるを得ないとの討論と。

もう1つ、今出てきた予算で、井内浚渫洗浄工事の見積りについては、早急にしないではいけない工事とは、当面思えませんので、保留にすべきであると思いますので、反対しますとの討論でした。

賛成討論はありませんでした。

以上で討論を終了し、採決に入り、賛成多数、よって、本案の本委員会所管部分については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された5案件についての審査の経過と経過報告を終わります。

## 東清剛議長

委員長報告、ご苦労さまでした。

**東清剛議長**

暫時休憩いたします。10時半まで。

(午前 10時 19分)

---

**東清剛議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 10時 30分)

---

**東清剛議長**

次に、教育民生常任委員長 家崎仁行君の発言を許します。

家崎仁行君。

**家崎仁行教育民生常任委員長**

おはようございます。

平成26年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について、報告いたします。

去る12月11日、午前9時30分から第1委員会室におきまして、委員8名の全員出席のもと開催いたしました。説明のため出席した者は、住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課、水道課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、条例改正1件、補正予算5件、請願1件の審査です。それでは、審査の結果と経過について、報告いたします。

最初に、議案第68号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

質疑として、委員より、この新しい制度ができて、出産の費用が実際に42万円に増えて、こういうふうになったのだと思いますが、もう一度説明をお願いしますとの質疑があり、課長より今回の改正の内容については、出産一時金の額を39万から40万4,000円に、1万4,000円引き上げるという改正の内容ですとの答弁がありました。

以上で、質疑を終了し、反対討論なし、賛成討論なし、採決、全員賛成。よって、本案

は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、「住民課」所管分を審査を行い、質疑に入り、質疑なし、これで議案第71号を終了しました。

住民課分を終了して、次に同じく議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、「福祉保健課」所管分について審査を行いました。

委員より、12ページ、県支出金、民生費補助金、老人福祉費補助金で3,540万円の増額について質疑があり、課長より介護基盤緊急整備特別対策事業費と施設開設準備経費の事業費です。当初計画では、小規模多機能型居宅介護施設を建設するものでした。これは事業所が希望され、第5期紀北広域連合介護保険事業計画に採択されて計画したもので、平成26年度当初予算に計上いたしました。補助金は県が10分の10の3,540万円の定額補助でありますとの答弁がありました。

また、委員から福祉産業であっても、営利を追求していかないといけません。三重県にも地域の特性にあわせた補助金を検討するように、お願いしたいとの質疑に、課長より介護保険制度が大きく関わってきます。利用者が小規模多機能を選択すると、他の介護サービスを利用できない事情もあります。人員基準が厳しいところもあります。また、海山区に2年ほど前に大きな老人施設ができたこともあり、介護職員の人手不足が続いていることの現状でありますとの答弁がありました。

また委員から、人員確保が難しく計画を変更したということですが、当初予算を設定するとき、事業計画の段階からわかっていたのではないですか。補助金の申請と取り下げを繰り返していたら、今度の補助金の申請にも影響があるのではないですかとの質疑に、課長より、この計画は平成23年度第5期介護保険事業計画を策定したときに、事業者から聴き取りをして計画をしています。今年度事業を行うにあたり、職員募集をしたところ採用が難しくなってきたところもあるとの答弁がありました。

また委員から、現実としてそうだろうけど、計画段階で先を見越したことを考えて策定することも大事です。今後は計画の取り下げがないように指導を含め、実施していただきたいとの質疑に、課長より現在、第6期介護保険事業計画の策定中です。委員会の事務レベルの会議でしっかりと伝えていきたいと思っておりますとの答弁がありました。

委員から、第5期介護保険事業計画の中で、希望されて決定したということですが、どのような過程で、この事業所に決定したのか、詳しく教えてくださいとの質疑に、課長より事業者選定について、地域密着型のサービスとして、広域連合が認可する施設で、第5



期介護保険事業計画の中で、業者から建設の申し出がありました。広域連合に審査委員会がありますが、しっかり聴き取りをして事業計画を聞いて、ヒアリングを経て事業者が選定されていますとの答弁でした。

また委員から、事業者が計画を辞退した時点で、もう1つの事業者に補助金を付けることはなかったのですか。それと、計画を辞退するときは、委員会の中で承認されていたのでしょうかとの質疑に、課長より、希望された事業者は、計画の中で採択されております。審査委員会には、まだ諮っておりません。広域連合には報告されていますとの答弁がありました。

委員から、24ページ、放課後児童クラブ対策事業について、説明してください。また60万円が減額になっていることで、海山の児童クラブの運営に支障がでなかったのですかとの質疑に、課長より放課後児童クラブ健全育成事業の補助金精算に伴う返還金です。平成25年の見込みとして、517万8,000円を受け入れましたが、精算で457万8,000円となり、60万円減額となりました。その理由は、海山区のクラブを当初は、平均20人、それ以上のクラスで見えていましたが、最終的に年平均20人を少し下回る結果となりました。20人を境に、三重県補助金の基準があり、その差の60万円を返還することになりました。

利用人数に合わせて、指導員の配置をしていますので、運営に直接影響が出るとは考えていませんとの答弁がありました。

また委員より、20ページ、地域少子化対策強化事業の内容を説明してください。それと、事業の内容も説明してくださいとの質疑に、課長より予算は平成26年3月補正に計上する予定で、事業見積りをしたものです。消費税が5%で計上されておりました。実際、三重県を通して国に事業計画をあげたところ、国は8%の消費税で再計算をして交付決定にしたことから、差額分の予算措置が必要になったため、増額補正したところです。また、内容として、結婚、妊娠・出産、子育てに特化した先駆的なポータルサイトを開設することで、情報を一元管理し、子育て世帯になる方に情報提供を行える仕組みをつくり、切れ目のない支援を行うことを目的に実施するものですとの答弁がありました。

以上で、福祉保健課所管分の審査を終了しました。

続いて、議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、「環境管理課」分の審査に入り、質疑・討論はありませんでした。

次に、議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、「学校教育課」分を行いました。

委員より37ページの小学校校舎等施設営繕事業ですが、これと歳入11ページの学校施設環境改善交付金と、13ページの小学校施設耐震補強事業債の関連と事業の内容について、小学校名やどのようなことをしたのか、詳しく説明をお願いしますとの質疑に、課長よりこの事業は小学校11校、中学校4校、計15校の学校について、非構造部材校舎の壁面、体育館の吊り天井が対象になります。平成25年度8月の建築基準法の一部改正によりまして、吊り天井の高さの基準が、以前ですと8mでしたが、それが6mになり、また面積も500㎡の基準から200㎡に改正されました。

それに伴い、以前では改修の必要がなかった校舎、体育館の改修が必要となり、国が平成26年度、平成27年度の2カ月に整備をなさいということで、紀北町では平成26年度に小学校では、西小学校、東小学校、海野小学校、上里小学校の4校、中学校では三船中学校、1校の改修を進めるもので、詳細については西小学校では、校舎外壁モルタルの改修を行い、屋内運動場が吊り天井でしたので撤去し、グラスウールを3cm目のネットで挟んでつり上げなおし、海野小学校では屋内運動場の吊り天井を撤去し、グラスウールを3cm目のネットで挟んで吊り下げました。校舎では外壁のタイルの部分がありましたので、メタルのネットを貼り付け改修をしました。

上里小学校では校舎の中に吊り天井がありましたので、改修をしました。屋内運動場も吊り天井でしたので改修をしております。東小学校では校舎の照明器具で、吊り下げ型の蛍光灯がありましたので、その振れ止め、また安全でない部分の照明を撤去し、約140台取り替えました。三船中学校に関しては、屋内運動場が吊り天井でしたので、撤去しグラスウールを3cm目のネットで挟んでつり上げる工事を行っていますとの答弁がありました。

また、委員より学校校舎について、耐震化はすべて終わっているが、屋内運動場はまだ耐震されていないところがあると聞いています。耐震化は終わっているのですかとの質疑に、課長より屋内運動場、校舎とも平成24年6月30日の紀北中学校改築をもちまして、全校舎、屋内運動場の耐震化が済んでいますとの答弁がありました。

委員より平成26年度、平成27年度の2カ年で整備する計画で、今、説明があったのですが、1年ずつでかえしていくので、こういう状況になったのか。2年分をやってしまった実績見込みで、この数字になったのか、答弁をお願いしますとの質疑に、課長より平成26年度実施分は、平成26年度の予算額、起債額を作成しています。平成27年度実施分は、平成27年度で予算額、起債額を計上する予定をしています。単年度事業ですので、別として

考えていただきたいと思いますとの答弁でした。

以上で、学校教育課を終わりました。

### **東清剛議長**

家崎委員長、ちょっとね、読み間違った部分があるんで、訂正をお願いしたいんですけども、1ページの学校教育課、1ページの国が平成26年度、平成27年度、2カ年というのを2カ月と読まれたそうなんですよ。2カ月。

### **家崎仁行教育民生常任委員長**

すいません。2カ年に訂正させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

続いて、議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）、「生涯学習課」分の審査を行いました。審査は、生涯学習課分については、質疑がありませんでした。以上で、議案第71号の本常任委員会所管部分の質疑はすべて終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論なし、採決に入り全員賛成、よって、本案の当委員会所管部分は原案のとおり可決するべきものとして決定いたしました。

次に、議案第72号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の審査を行い、委員より9ページの町支出金の国庫支出金返納金ですが、償還金の具体的な理由はどういうことですかとの質疑に、課長よりこの2件について、説明欄の特定健康診査・保健指導等負担金ですが、この事業の精算した残額60万6,000円を返すもので、事業の精算によるものです。その下の部分は同じく県の部分の特定健康診査・保健指導等負担金です。その上の国民健康保険の財源を調整するための市町村に対して交付された財政調整交付金ですが、それについても精算にかかる返還が90万円でした。過年度にかかるものですとの答弁がありました。

また、委員より、そうすると、国に返還するのが1で、2が県に返還するもので、90万円については財調から交付金でいただいていたのを、財調を通して県に返還するということで、理解していいんですかとの質疑に、課長より財政調整交付金というのは、国保の財政調整基金ではありませんので、県からいただく財政調整交付金という交付金の中の1つですが、それを毎年いただいています、精算した結果、90万円返還するもので、国保の基金を通すものではありませんとの答弁があり、また、当町は健康寿命アップ5年を目指しています。

しかし、診断する人が少ないわけで、やり方が予算上でなく、ソフト面で非常に劣っているように思います。私も出しましたが、丸を付けているだけで、もう少し勉強していた

だかないと、こういうお金が残ってくると思います。使えばいいものではないのです。もう一度勉強して、みんなが健康診断を受けるようにすれば、健康寿命もアップするわけです。そのためにくれているのです。もう少し対象者にアプローチをしていただく必要があるのではないですかとの質疑に、課長より委員の言われるとおりです。これからいろいろ工夫をさせていただきます、検討したいと思いますとの答弁がありました。

また、委員より特定健康診査・特定保健指導等ということですが、具体的にどういふことが行われて、余ったお金ですか、詳しく説明をお願いしますとの質疑に、課長より特定健康診査等負担金について、市町村に対し特定健康診査及び特定保健指導に要する費用のうち、政令で定められているものの3分の1に相当する額を負担していただいているものです。この事業量について精算をしたものですとの答弁がありました。

また、委員より国の補助金が余ったことは、100%受ける率で国で予算を立ててくれるのかどうか、その辺りで、実績の年度の特定健診の目標に対して、達成率などが予定より少なかったのか、こういうことになったのか、その辺り詳しい説明を数字を教えてくださいとの質疑に、制度の概略ですが、負担金ですので、まず負担金の申請を行います。その時、概算で人数等も申請します。その人数に費用単価をかけて金額も申請します。蓋を開けたら受けてくれる人数が少し少なかったということの返還金ですとの答弁がありました。

また委員から、特定健診は紀北町の目玉で無料で受けられるものです。私も大変評価しております。他の町にない特典です。たくさんの方が利用できる紀北町の健康に対する検査だと思います。ぜひ、それも利用して町民の健康を守ってもらうための啓蒙もお願いしたいと思いますとの質疑に、課長より平成25年度受診率のみ申します。特定健診の受診率は35.1%ですとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、反対討論なし、賛成討論として、委員より先ほど特定健診の受診率が低いとおっしゃっていましたが、病気で通院している人はたくさんいます。ですから、低くなっても当然です。私でも毎月医者に通っているわけですから、町の健診は受けません。その辺りもちゃんと調整してやっていただいたらいいと思います。35.1%という数字は、そういう人たちのためを含めて、80%以上だと思います。その辺のところを住民課で精査していないと思います。

だから、社保だったら社保、国保だったら国保で、病院にかかっている、みんな検査しているわけですから、10%の負担です。そのほうが安くあがるので、だから、そういう点に受診率についても、その人たちが含んでいると思いますので、賛成討論させていただきます

ます。

採決に入り、全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決するべきと決定いたしました。

次に、議案第73号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、審査を行いました。

質疑として、委員から6ページの収入の還付金12万6,000円が歳入で入っています。これの具体的な説明をお願いします。課長より、被保険者の修正申告によって、所得が下がった場合に、保険料を還付するという場合があります。そのために、後期の会計として集めた保険料をいったん県の広域連合に送ります。歳入で広域連合から納めすぎたものを戻していただき、歳出でお返しするという流れですとの答弁があり、また、委員からそうすると3月15日の確定申告で低所得者のための還付するのを、津の市役所で業務を行って計算をしてお返しするのですか。津の市役所で業務をやっていますかとの質疑に、課長から被保険者の方の修正申告が出ると、そのデータをこちらにいただき、最初に賦課したときの所得に差があると、増額するケースもありますが、今回は返すほうの額について、少し伸びが予想されましたので、その歳出で組ませていただきました。その財源として広域連合のほうに納める保険料を返していただき、お支払いするということです。後期高齢者医療広域連合は、業務は津市の自治会館で行っていますとの答弁でした。

討論、採決に入り、反対討論として委員より、今の保険料の還付金と人件費の補正予算ですけど、私は75歳以上の方だけに特定する後期高齢者医療制度自体を、高齢者の方の負担が高くなることが予想され反対です。今回、低所得者の方も保険料が8.5とか、9割軽減で軽い保険料になっていますが、これを2倍、3倍に戻す計画が実施されようとしています。医療の部分で75歳以上というだけで、74歳以下の方が受けられる医療も現実には受けられない現状もあります。

今回は人件費ということですが、人件費を上げることには賛成ですが、制度に反対なので反対しますとの反対討論がありました。

賛成討論として委員より、今おっしゃったことに対して反論というのか、後期高齢者の保険についても、保険料の精算による補正であって、全体のことに対する議論ではないのです。その辺は間違ってもらっては困る。14万3,000円と12万6,000円を精査したらいいだけのことです。だから、精算して多く納めていた方にお返しするというので、正しいことだと思います。私は賛成させていただきますとの賛成討論があり、採決に入り、賛成多数、よって、本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、議案第74号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を審査しました。質疑なし、反対・賛成討論なし、採決に入り全員賛成、よって本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

最後に、議案第75号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について、審査を行いました。

質疑に入り、質疑なし。討論、採決に入り、ありませんでした。採決に入り全員賛成、よって本案は原案のとおり可決するべきものとして決定しました。

次に、請願第8号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願について、審査を行いました。

質疑があり、委員より紀北町で65歳以上の年金受給者の方は何人ぐらいおられますか。そして、紀北町の公的年金の平均受給者はいくらぐらいになるのか、お願いします。それと、26年度の実績で6,560人ということでしたが、人口割にしたら何%ぐらいの方が、これにあたるかとの質疑に、課長より国民年金の中で、老齢給付を受けている方について、紀北町での人数は、26年3月末現在で6,560人です。この老齢給付ですが、6,560人に対して、年金総額が44億1,571万5,000円ですので、割り戻しますと、1人年金額が67万3,000円となります。それを12カ月で割りますと、平均5万6,083円です。その3月末人口が1万7,624人ですので、以上のとおり割り戻しますと、37.22%となりますとの答弁がありました。

また委員より、マクロ経済スライドと最低保障年金制度について、少し詳しく説明を求めますとの質疑に、紹介議員より、今回のマクロ経済スライドは、意味としては年金の被保険者加入者の減少や平均寿命の伸び、さらに社会の経済状況を考慮して、年金給付額を変動させていることとの答弁があり、また委員より、マクロ経済スライドというのは、結局、今、ご説明されたんですけど、保険者、被保険者がだんだん少なくなっていくと、それに加えて判定されるもので、だんだん亡くなっている方が増えていくということで、受ける方が左右されないということで、だんだん減っていくだろうということで、理解していいですか。最低保障年金制度についても、もう一度答弁をお願いしますとのことで、紹介議員より憲法に準じて、その生活ができるかどうか、最低保障年金で保障するとの答弁があり、また委員より悪意として、年金を納めなくて、年金をもらえるのかという話のはびこっていくと、年金制度自体が崩れていくんじゃないかと危惧します。この制度自体が崩れていくんじゃないか、そのことも踏まえて説明を求めますとの質疑があり、紹介議

員より、この年金というのにはかけている人と、かけていない人、町でよく聞くのは生活保護は8万円でもいいじゃないかと。私らは生活保護自体が最低の生活をできる保障になる金額でしょう。ただ、年金制度というのは、個人がかけて、高齢になったらいただくというのが、その制度の始まりだったわけです。

ところが、これだけ経済が、企業といますか、法人税もまけてしまったり、会社そのものが258兆円も内部留保を持っていたり、そういう人たちにもきちんと出してもらおうようにして、この手当は十分できると、私は思っています。そういう意味で、この年金制度そのものが一元化しないといけないと思います。最低生活ができるよう、だから、この文書に書いていないけど、8万円の年金をできるようにという手当は、これは国が責任をもってやるべきだという意見も出していますとの答弁でした。

また委員より、基本的にはこの請願の趣旨として、皆さん同一に最低保障年金制度、最低保障をしてあげてくれということの請願だと理解するのですが、その中には、再度確認なんですけど、今の年金を納めていない方にも払っていただきたいということ、最低保障をしていただきたいということで理解していいのかとの質疑に、紹介議員より、これは国民の負担でやろうとしてはいけない。負担は大企業がするべきだと。その財源措置を国が責任をもってすべきで、財源的には十分可能だと私は思っていますとの答弁がありました。

また委員より、この請願書の下から3行目、国民の生存権が守られる全額国庫負担の最低保障年金制度と書いてあります。その記の下に2番目、全額国家負担ですね。これによろしいのですか、国家と国庫の違いですが、文章はこれによろしいですねとの質疑に、紹介議員より、文字としては、文書決議ですから、当然きちんと書かないといけないのですが、国家という負担で、この2番の項はこのまま審議していただきたいとの答弁がありました。

委員より国民年金は納めなくてもいい人もいるわけです。賃金が低い人は申請をすれば、かけたことになるわけです。そのことが1点。国民年金を満額かけた人と満額かけていない人、全然かけていない人、その人はもっと上につてくるのですか。ゼロの人が8万円だから。そんなことまで考えてみえますか。年金を掛けられないので、掛けたことにする。その代わりに年金は掛かっていないという制度もあるのです。だから、非常に難しい問題です。そういう点についてわかってみえますかとの質疑に、紹介議員より最低保障年金制度は困っている人の1つの救済の方法で、生活権を支えるためには、これは必要だという

ことで請願をかけられたと思います。細かいことは、私のほうもちょっと掛けていない人はどうするのかということ、掛けておった人はその倍もらえるのかという話では、そんなところまでわかりません。ご勘弁願いたいとの答弁がありました。

また委員より、この議論は給付と負担のバランスについて議論が大事だと思うのです。先ほど財源の話が出ましたが、改正国民年金法では基礎年金の国庫負担を2分の1に上げると、国で決まりました。将来の消費税分を償還財源としてつなぎ、国債で確保することもセットで決まっています。こういうことで年金の財源に対して、安定した施策も出ていますので、そういうこともご理解されていますか。

もう1点、最後に年金積立の運用益も黒字化しているということも把握してもらっていますか、その点だけ最後に聞かせてくださいとの質疑に、紹介議員より、百年安心の年金をつくるんだと言いながら、何もしていない。逆にマクロスライドの関係では、どんどん年金が減っていく。財源も含め国の責任で、やっぱりきちんと困っている人、自殺や亡くなっている人、その人たちを放っていくことは絶対許せないとの答弁がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、反対討論なし、賛成討論として、委員からこの年金削減の取りやめと、最低保障年金制度の実現を求める請願の賛成討論をします。国民年金、町民1万7,000人の中で、6,560人の方、37.22%の方が、月平均5万6,000円の年金額で暮らしておられます。憲法25条の生存権、最低限の生活ができる、そういう保障があるにも関わらず人権の尊厳が守られていない。

国連でも経済的、社会的及び文化的権利に、日本には無年金、低年金者が多いこと。また女性が低年金者であることに懸念を表明し、最低保障年金制度をつくるよう国連も日本政府に勧告しております。老後を安心して暮らせる、そんな社会にするためにも、やはり年金削減をとりやめ、最低年金制度をつくるという今回の願意に賛成します。議員各位の賛成を求めて終わります。

採決に入り、賛成少数。よって、本案は不採択とするべきとして決定しました。不採択の理由は、願意妥当と認められないためです。

以上で、本委員会に付託されました7案件について、審査の経過と結果報告を終わります。

## 東清剛議長

どうもご苦労さまでございました。



**東清剛議長**

ここで、暫時休憩いたします。25分まで。

(午前 11時 11分)

---

**東清剛議長**

休憩前に引き続き、会議を進めます。

(午前 11時 25分)

---

**東清剛議長**

先ほど、家崎仁行君の委員長報告に対して、水道課が抜けていたということだったんですけども、私の聞き間違いでありましたので、訂正いたします。

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**東清剛議長**

ということで、ご了承願います。

先ほど議事録署名議員の方が退場されましたので、改めて1番 大西瑞香君を追加いたします。

ご了承願います。

会議を進めます。

それでは、各常任委員長に対する質疑を行います。

まず総務産業常任委員会にかかる案件について、委員長報告に対する質疑を行います。

議案第66号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

質疑を終わります。

次に、議案第67号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第69号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

質疑を終わります。

次に、議案第70号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）について、総務産業常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

6番 瀧本攻君。

**6番 瀧本攻議員**

6番 瀧本。71号ですね。

**東清剛議長**

はい、71号です。

**6番 瀧本攻議員**

ちよっともっと詳しくご説明いただきたいんですけども、16ページの目の企画費ですね、これを27年度にわたって650万円追加して、マイナンバー制度ですか、98万1,000円。具体的にどういうことをするのかということのご説明いただきたいと。

それと、もう1点ですね、2,400万円の修理の点についてですね、企画費の、企画費かな、これは商工観光課の2,400万円の中で、データをいただいたわけですね。データをいただいたんですけれども、平成8年から20年までの収支と、それから、平成19年から25年までの数字、これを見ますとですね、19年度の利益が512万6,000円になっていますけれども、19年度以降のやつがですね、206万3,000円、ざっと計算しますとですね、交付金、歳入でですね、1,183万円と135万2,000円いただいておりますね。平成21年に。そうすると、この利益が本会議場で前回、商工課長が説明したとおり、ほとんどべたべたになるわけですね。

ということは、プラスマイナス0になる、プラスがあっても少ない。これ今日いただいたもんで、計算はしてないですけど、ざっと計算した場合ですね、だから、資料の中のですね、19年度の512万6,000円の利益と、こっちのいわゆる収支比較表のですね、19年度の206万3,000円がちょっと違っておきますので、これは委員長に言ってもちょっと難しいと思うんで、事務局で後でですね、できましたら資料を提出していただきたいと思うんですけど。これに対して説明、委員長にちょっとご答弁をお願いいたします。

#### **東清剛議長**

玉津充君。

#### **玉津充総務産業常任委員長**

瀧本議員の質疑に回答させていただきます。まずマイナンバー制度の内容ということですが、そのマイナンバー制度についてはですね、社会保障・税番号制度というふうに質疑で答弁されておりましたが、その内容までには質疑もありませんでしたし、質疑はございませんでした。

それから、先ほどの資料の数値の件についてはですね、資料は提出していただいたんですが、委員会の中で、その資料の数字についての質疑等はございませんでしたので、ございませんでした。以上が答弁であります。

#### **東清剛議長**

よろしいですか。

他に質疑される方はございませんか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

これで、総務産業常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了い

たします。

次に、教育民生常任委員会にかかる部分について、委員長報告に対する質疑を行います。  
議案第68号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。  
質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）についての教育民生常任委員会にかかる部分についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第72号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第73号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第74号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、議案第75号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

次に、請願第8号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願についての質疑を行います。

質疑される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

#### **東清剛議長**

以上で、質疑を終わります。

これで、教育民生常任委員会にかかる案件についての委員長報告に対する質疑を終了します。

以上で、各委員長報告に対する質疑を終了いたします。

これより各議案の討論、採決に入ります。

---

### **日程第4**

#### **東清剛議長**

日程第4 議案第66号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

#### **東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第4 議案第66号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第5

### 東清剛議長

次に、日程第5 議案第67号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第5 議案第67号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

## 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決とすることに決定しました。

---

## 日程第6

### 東清剛議長

次に、日程第6 議案第68号 紀北町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第68号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第7

### 東清剛議長

次に、日程第7 議案第69号 紀北町海岸国有地管理審議会条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長

これで討論を終了し採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第69号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

### 東清剛議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第8

### 東清剛議長

次に、日程第8 議案第70号 紀北町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

### 東清剛議長



次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第70号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第9**

**東清剛議長**

次に、日程第9 議案第71号 平成26年度紀北町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

2番 原隆伸君。

**2番 原隆伸議員**

2番 原隆伸です。

**東清剛議長**

討論はこっちへ来てください。

**2番 原隆伸議員**

2番 原隆伸でございます。古里温泉の件でございますけれども、この見積書を見て、この工事はポンプを2回引き上げる工事になっています。これ一番初めのポンプを変える時に、洗浄工事までやれば、おそらくポンプを引き上げるロスが改善されるものと思われ

ます。これは委員会で説明して、予算を先につけてあれば、無駄な、私は概算でいったら500万円ぐらいの予算は、ここで無駄に使われるんじゃないかと、そういうふうに思っています。そういう点でとりあえずこの工事について、まず無駄が生じていると。

それで、古里温泉の今後について、修理その他いろいろありますけれども、今後に憂いを残さないように、きちっと対策を考えてやっていってほしい、そういう時間が欲しかったということで、反対でございます。どうかご理解のほどを、よろしく申し上げます。はじめの議会で、不手際がたくさんございまして、力のなさを痛感している次第でございますけれども、議員の皆さん、住民の皆さん、私自身も本当に情けない限りでございますけれども、これを機会に次の議会では頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

#### **東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第71号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

#### **東清剛議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

#### **日程第10**

### 東清剛議長

次に、日程第10 議案第72号 平成26年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

### 東清剛議長

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第72号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 多 数 挙 手 ）

### 東清剛議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第11

### 東清剛議長

次に、日程第11 議案第73号 平成26年度紀北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

（ 発言する者なし ）

### 東清剛議長

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第73号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 多数挙手 )

#### **東清剛議長**

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

### **日程第12**

#### **東清剛議長**

次に、日程第12 議案第74号 平成26年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありますか。

( 発言する者なし )

#### **東清剛議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第74号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手

願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第13**

**東清剛議長**

次に、日程第13 議案第75号 平成26年度紀北町水道事業会計補正予算（第1号）について議題とします。

討論を行います。

まず、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第75号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第14

### 東清剛議長

次に、日程第14 請願第8号 年金削減の取りやめと最低保障年金制度の実現を求める請願を議題といたします。

討論を行います。

委員長の報告は不採択でありますので、まず原案に賛成討論される方はありませんか。

15番 中津畑正量君。

### 15番 中津畑正量議員

年金の減額に対する請願に賛成の立場で、討論をさせていただきます。

まず年金制度そのものは、町の人声を聴いても、何でこんなに毎年下がるのという話がございます。下げられ始めて3年で、2.5%引下げられるという計画でございますが、その上、マクロ経済スライドによって、現役の人の減少と高齢者の寿命の伸びに合わせて、来年から毎年およそ約1%ずつ下げられます。ちなみに、90歳まで生きますと満額の人でも5万1,000円まで下がってしまう。その資料が厚労省からも出ているところでございます。今でさえ大変な暮らしをしている満額いただいていない低い年金の方々も一律に下げられてしまう。このような年金制度はまさに崩壊をするといっても過言ではないと思います。

年金の支給開始年限を、減額もさることながら、現在の65歳を68歳から70歳にまでしようとする計画案も出ております。これでは本当に国民の人が生活ができなくなってしまう、最低年金保障という言葉も、私も聞かされておりますけれど、この制度をきちっと国の責任でやっていかないと、この国民の生活ができなくなってしまうという可能性が、随分、大変危険な状況で進んでおるといっても過言ではないと思います。

それから、国のほうはあくまでも100年安心の計画、年金なんだと言いながら、どんどん、どんどん、この収入の少ないノー年金はもちろんです、国民年金の方々、このことに、この人たちの収入源をどんどん減らしていく。これではいけない。国、政治の責任で最低保障の年金制度をつくって、本当の下支えの生活を送れるように、生活保護と同じように、8万円の最低年金保障の制度をつくっていく。その片鱗さえ、言葉さえ見えていない、今の現状で、是非この請願を取り上げて、国のほうには、この国民の生

活を守っていく、そういう立場で皆さんのご賛同をいただきたい。このように思いまして、討論に代えさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

**東清剛議長**

次に、原案に反対討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

次に、原案に賛成討論される方はありませんか。

( 発言する者なし )

**東清剛議長**

これで討論を終了し、採決します。

本件に対する委員長報告は不採択であります。

したがって、原案について採決いたします。原案についてです。請願第8号については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

( 少 数 挙 手 )

**東清剛議長**

挙手少数です。

したがって、本案は不採択とすることに決定しました。

---

**東清剛議長**

暫時休憩いたします。

(午前 11時 51分)

---

**東清剛議長**

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 54分)

---

**東清剛議長**

各常任委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りします。

これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

---

### **追加日程第1**

#### **東清剛議長**

閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

総務産業常任委員長、教育民生常任委員長から、別紙のとおり平成27年11月30日までの間で、それぞれ記載されております事項についての閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

#### **東清剛議長**

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### **東清剛議長**

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

ここで、尾上町長から発言の申し出を受けておりますので、許可します。



尾上町長。

### **尾上壽一町長**

それでは、12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月9日に開会されました本定例会は、11月9日に執行されました紀北町議会議員選挙以降、はじめての定例会でございましたが、新しく選出されました議員の皆さま方が、紀北町の発展に向け真摯に取り組まれている姿を拝見し、自らも身が引き締まる思いでありました。今後ともご支援のほどをよろしくお願い申し上げます。

さて、議員の皆さまにおかれましては、終始熱心なご審議により、上程いたしました全議案につきまして、原案のとおりご可決賜わり、誠にありがとうございました。本議会におきまして賜りましたご意見等を検討し、現在、進めている平成27年度当初予算の編成におきまして、留意をし、一層効果的な施策が実行できるよう力を注いでまいる所存でございます。いよいよ本年も残りわずかとなりましたが、町民ならびに議員の皆さまにおかれましては、時節柄、お身体にお気をつけていただき、よいお年をお迎えくださいますようお願い申し上げます。平成26年12月議会定例会、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。以上です。

---

### **東清剛議長**

以上で、本定例会の日程はすべて終了しました。

平成26年12月議会定例会の閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月9日から本日まで、議員の皆様、町長及び職員の皆様には、慎重なる審議をいただき、無事閉会することができましたことを心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

議員の皆様におかれましては、年末年始を控え多忙のことと存じますが、健康には十分留意されますようお願いいたします。なお、職員の皆様におかれましても、年末年始、大変忙しい日が続くと思いますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

最後に、町民の皆様におかれましては、日頃から町議会に対して、温かいご支援とご協力を賜わり、厚く感謝申し上げます。これから寒さも厳しくなる折、インフルエンザの流行も気になるところでございますが、健康には十分留意され、良き新年を迎えられることを祈念いたしまして、閉会の挨拶といたします。本日は、本当にありがとうございました。

---

**東清剛議長**

なお、これもちまして、平成26年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

(午前 11時 58分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 27 年 3 月 3 日

紀北町議会議長 東 清剛

紀北町議会議員 中津畑 正量

紀北町議会議員 平野倅規

紀北町議会議員 大西瑞香